

環状第5の1号線^{にしすがも}（西巣鴨Ⅰ期）の事業に着手します

本日（4月25日）、以下の路線について、国土交通省から都市計画事業の認可を取得し、事業を実施いたしますのでお知らせします。

路線名	施行箇所	延長	計画幅員	事業期間	事業費	担当事務所
環状第5の1号線	豊島区上池袋一丁目 ～ 同区西巣鴨三丁目	770m	27m	令和4年度 ～ 令和13年度	58億円	第四建設事務所

環状第5の1号線は、渋谷区広尾五丁目から北区滝野川二丁目に至る延長約13.9kmの都市計画道路です。

このうち、豊島区上池袋一丁目から同区西巣鴨三丁目までの延長770mの区間について事業に着手します。

【事業の概要】

本事業は、幅員約22mの道路を27mに拡幅整備するものです。車道は4車線、その両側に歩道及び自転車通行空間を整備します。また、無電柱化や街路樹の植栽を行います。

【事業の効果】

- ① 本路線の整備により、区部環状方向の道路ネットワークを形成し、人やモノの動きの円滑化に寄与します。
- ② 安全で快適な歩行空間等の整備により歩行者・自転車の安全性が向上します。
- ③ 無電柱化や街路樹の植栽により、良好な都市景観を創出します。

本件は、「『未来の東京』戦略」を推進する事業です。

戦略9 都市の機能をさらに高める戦略

「誰もが使いやすくスムーズな道路網形成プロジェクト」

問い合わせ先

建設局 道路建設部 計画課

電話 03-5320-5324

（本区間の道路づくりに関すること）

（工事）第四建設事務所 工事第一課

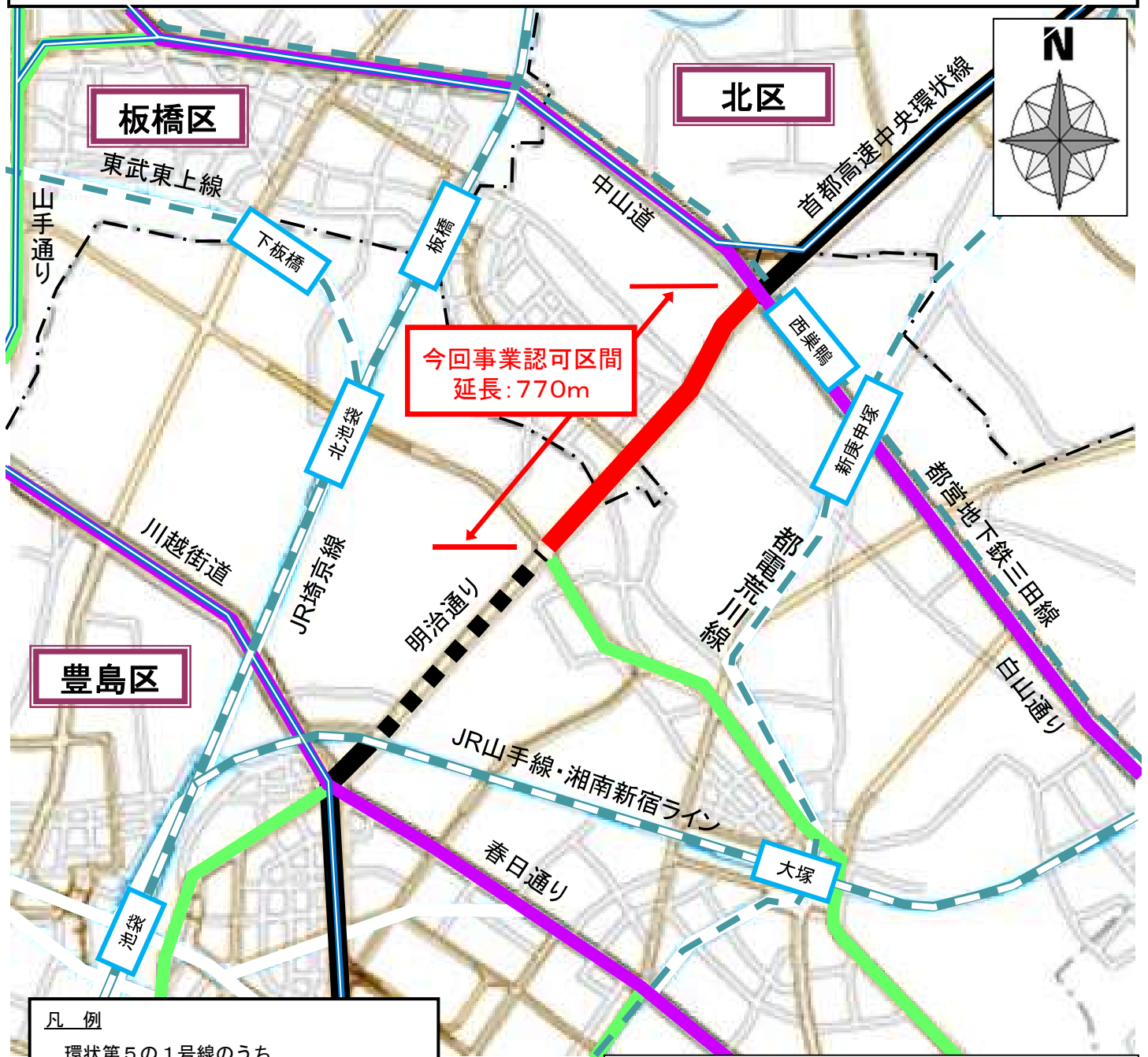
電話 03-5978-1727

（補償）第四建設事務所 用地第一課

電話 03-5978-1722

環状第5の1号線（西巢鴨I期）

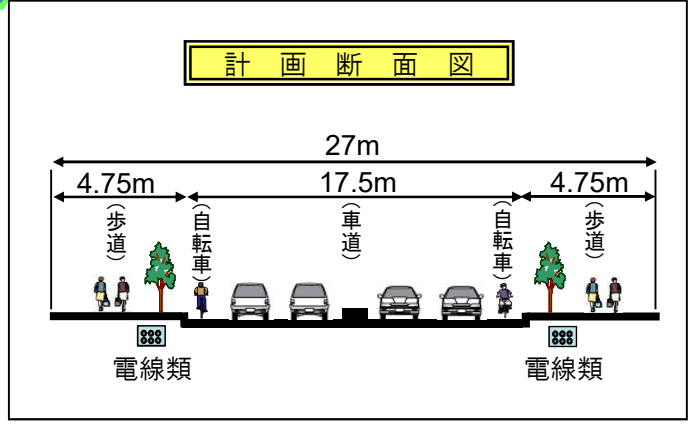
< 案内図 >



今回事業認可区間
延長:770m

凡 例

環状第5の1号線のうち	
今回事業認可区間	
整備済区間	
未整備区間	
都市計画道路	
一般国道	
周辺の主な都道	
首都高速道路	
JR	
私鉄・都電・地下鉄	
区境	



※計画断面図は確定したものではありません。